特定歴史公文書等の修復計画

平成 27 年 5 月 27 日 改正 平成 30 年 10 月 1 日 館 長 決 定

1. 趣旨

本計画は、「特定歴史公文書等の保存対策方針」(平成27年5月27日館長決定。以下「保存対策方針」という。)に基づき、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、修復を実施するに当たり必要な事項を定めるものである。

2. 修復方法

(1) 重修復(裏打ち、繕い等)

裏打ちは、破損・欠損した資料の裏面に、和紙を糊で接着させ補修するもの。繕いは、 部分的な破損・欠損箇所に、和紙を糊で接着させ補修するもの。

(2) リーフキャスティング

リーフキャスティングは、主に虫損資料に係る虫損や欠損部分等に、和紙繊維を充填するもの。

(3) リハウジング

リハウジングは、綴じられていない等の製本不良資料等にかかる資料の排架状態を見直して、取扱いやすい状態へと変更するもの。(保存箱やフォルダ等の適切な容器に収納し直し、また、必要に応じて汚損が激しい場合は、ドライクリーニングも組み合わせて、適切な排架を行うもの)

3. 修復対象

修復に当たっては、「特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査研究業務報告書」(平成 26 年 2 月)及び保存対策方針を踏まえ、以下の区分により実施する。

(1) 計画的修復

破損度の高いもの、利用頻度の高いものについて、計画的に以下のとおり実施する。

①重修復 破損強(破損がひどく取扱いにくいもの)の特定歴史公文書等を対象とする。

【具体的な対象資料群及び資料数】

平成 19 年度農林水產省移管資料、平成 9 年度警察庁移管資料、平成 11 年度法務省移管資料等 約 1,800 冊

※平成32年度末までに上記資料の重修復を完了する。(年間平均300冊程度、下記(2)利用時修復と併せ年間400冊程度)

②リーフキャスティング

虫損の多いもの、使用されている紙が劣化しているものについて対象とする。

【具体的な対象資料群及び資料数】

漢籍 6,000 枚

※平成 31 年度末までに上記資料のリーフキャスティングを完了する。(年間平均 1,200 枚程度)

③リハウジング

製本不良のあるものについて対象とする。

【具体的な対象資料群及び資料数】 閉鎖機

関 12,400 冊

※平成31年度末までに上記資料のリハウジングを完了する。(年間平均2,500冊程度)

(2) 利用時修復

利用請求された特定歴史公文書等のうち、原本を利用に供することにより当該原本の破損又は汚損を生ずるおそれがあるものについて、重修復、リーフキャスティング及びリハウジングを実施する。

(3) その他

新たに受け入れた歴史公文書等について、必要に応じ簡単な綴じ直し、皺伸ばしを実施する。

4. その他

- (1) 年度ごとに定める重修復に係る数値目標を達成するため、利用時修復の修復実績に応じて計画修復を実施するものとする。また、月単位で修復冊数を把握し、随時、計画に反映させる。
- (2) 本計画は、必要に応じ、見直すものとする。